

令和7年度

教育行政執行方針



安 平 町

令和 7 年度教育行政執行方針

令和 7 年第 3 回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

はじめに

子どもにやさしいまちづくり（CFCI）、町内幼児教育の充実、あびら教育プランの推進、早来学園の開校など、子育て・教育分野の取り組みにより、近年、子育て世帯の移住が増加しています。一方、少子化は依然として進んでおり、安平町の出生数は減少傾向にあります。安平町の教育に期待を抱き移住してきた家族や安平町で子どもを産み育てていく家族、そして安平町で育つ子ども自身にとって、「安平町で良かった」と思えるような子育て・教育環境の構築のために、令和 7 年度は今までの取り組みをつなげ、これからにつながる教育行政を進めてまいり所存です。

学校教育においては、子どもや学校を取り巻く環境の変化に対応するため、あらためて地域と学校の関係を見直していきます。学校運営協議会において熟議を進め、地域学校協働本部が中心となり地域学校協働活動を進めていきます。また発達に困難さを抱える幼児児童生徒、個別の配慮が必要な幼児児童生徒、人間関係や精神的健康問題を抱える児童生徒などに対して、福祉分野と連携した取り組みを進めます。また、令和の日本型教育の実現へ向けて授業改善や柔軟な教育課程の編成など幼児教育から一貫した学校教育の構築へむけての取り組みや協議・検討を進めてまいります。

追分高等学校については令和 7 年度も第 1 学年 20 名以上を確保する見通しがついていることから、存続支援から魅力化へと舵を切り、北海道 MA+CH プロジェクトの推進を支援してまいります。

社会教育においては、大人や高齢者の社会教育の充実を図ります。具体的には部活動の地域展開や町民センターの改修にあわせて、大人や高齢者のスポーツ・文化環境の充実に取り組むとともに既存の社会教育団体の活動支援に加えて、大人のやりたいや楽しいを支援す

る取り組みも進めてまいります。また、地域学校協働活動は学校支援だけではなく学校と連携・協働する社会教育活動の一つです。地域が学校と主体的にかかわり取り組むことにより、学校や子どもを核とした社会教育活動の基礎をつくってまいります。

ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」とは、子どもにだけやさしいのではなく、みんなにやさしいまちです。世代に関係なく、生涯にわたり学ぶ意欲と健康な体を育み、豊かな人が育つまちとして安平町の子育て・教育の魅力を向上させ、日本一の公教育のまちを目指してまいります。

1. 就学前教育・子育て支援の充実

(1) 就学前・保育の推進

両認定こども園の特色である自然体験活動と遊びを通じた学びの充実を支援するとともに、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するために推進される「誰でも通園制度」について2026年度の全国実施にむけて検討・協議を進めてまいります。

(2) 子育て支援の充実

令和6年度安平町自治推進委員会の提言を受け、まちづくり基本条例に網羅しきれない18歳未満の子どもに関する権利実現と社会参画に関する事項について「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。

2. 学校教育の充実

(1) 幼保小架け橋期プログラムの推進

両認定こども園で実践されている質の高い幼児教育を小学校以降の学びにつなげるため、5歳児と小学校1年生の2年間を重点化し、学校種の垣根を超えた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を支える授業改善の推進

学習者が主体的に学習を調整できる視点を持ち、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや多様な他者と協働した探究的な学びを促進できるように、ICTの活用や他校の実践を参考にしながら、教師が主体的に授業改善に取り組める研修機会の支援に努めてまいります。

(3) 「社会に開かれた教育課程」の充実

安平町の教育の特色でもある「あびら教育プラン」を学校の教育課程に位置づけ、地域を題材にした探究的な学びをつくる取り組みを進めてまいります。

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、柔軟な教育課程の編成に向けた協議・検討に取り組んでまいります。

さらには、熟議の場である学校運営協議会の充実を図るとともに地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域や保護者など多様な他者と対等関係で協働し展開される「社会に開かれた教育課程」の推進に努めてまいります。

(4) 福祉分野と連携した学校教育の推進

令和7年度に設置される「こども家庭センター」と連携を図り、個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援の充実に取り組んでまいります。

また、学びの保障に向けた不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒を支援するため「校内支援センター」の設置に向けた協議・検討に取り組んでまいります。

(5) 追分地区の学校づくりの検討

安平町学校施設等長寿命化計画に基づき学校づくりの議論に着手するとともに、追分地区の特色を生かした教育環境の構築を地域や保護者、子どもたちの意見を聞きながら協議・検討を進めてまいります。

(6) 子どもの権利を大切にす教育の推進

日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、あらゆる機会に当事者としての子どもの意見を聞くことはもとより、教育活動においても「Child Rights Education (CRE)：子どもの権利を大切にす教育」を進めてまいります。

(7) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を文部科学省が整理しているカリキュラム・オーバーロード（時数と内容の過多）とワーク・オーバーロード（業務量の過多）の視点で整理し、部活動の地域展開や学校DX等の取り組みを通してワーク・オーバーロードの解消に努めてまいります。

3. 追分高等学校への支援の充実

(1) 町と連携した高校魅力化への取り組み

北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業「北海道 MA+CH プロジェクト」の指定を受けた追分高等学校の活動を支援し、総合探究と選択の時間を活用し、地学

協働による高校魅力化の取り組みを進めてまいります。

(2) 町として継続する支援

希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、JRを利用して通学する生徒に対する定期券購入の補助、各種検定・資格取得に係わる検定料の半額補助、外国語指導助手(ALT)の派遣等について引き続き支援をしてまいります。

4. 社会教育の充実

(1) 平和教育の発展的充実

戦後80年の節目を迎え、平和の意義を深く学ぶ教育を推進します。また、平和とは戦争がない状態だけでなく、人権が尊重され、多様な文化が共生する社会の実現ともかかわるため、人権教育や多文化共生の視点を取り入れ、学校内外において広い視点での平和教育の充実に取り組んでまいります。

(2) 地域学校協働活動の推進

従来の学校支援の活動を充実させるとともに地域が主体的に学校の教育活動と連携・協働する活動や学校施設を地域に開放し学校で実施する社会教育活動を地域学校協働活動として進めてまいります。

(3) 地域スポーツ・文化環境の充実

部活動の地域移行により全世代のスポーツ・文化環境が地域で展開されます。世代に関係なく生涯スポーツや生涯にわたって文化に触れられる環境づくりに取り組むとともにスポーツ地区としての早来地区、文化地区としての追分地区の特色を生かしたスポーツ・文化環境の充実に努めてまいります。

また郷土資料館および鉄道資料館整備事業においては、将来を見据えた整備および事業の在り方について協議・検討を進めてまいります。

(4) 町民自らが企画・立案・運営する生涯学習活動に対する支援

町民自らが企画・立案し出資を募る「ABIRAtalks(あびら教育プラン)」に代表される町民の社会参加につながる「やりたい」を支援します。また、生涯学習フェスティバルや自らの啓発に努める学習活動に加えて心の豊かさを高める文化的活動についても生涯学習として捉え、支援を行ってまいります。

(5) 社会教育施設の活用促進

改修を終えた町民センターは公民館機能に加えて防災支援施設及び社会体育施設の機能を有します。早来学園は地域開放により社会教育施設としての活用ができます。同様に

既存の学校や社会教育施設においても、より地域に開かれた活用の促進を図っていくとともに有効な活用について検討を行ってまいります。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。